

つちやしんいち後援会規約

私たち秩父市民として安心、安全で住みやすく自然を愛し、伝統行事を後世に伝える街をつくるため、この目標を達成するために行動を起こしている。つちやしんいちを援助するための後援会を組織し規約を定める。

(名称と構成員)

第1条 この後援会は、つちやしんいち後援会(以下後援会という)称し秩父市民及びその他の同志の者をもって構成する。

(目的)

第2条 後援会は、つちやしんいちが存分に力が発揮できる基盤づくりと、会員相互の親睦を図ることを目的とする

(事務所)

第3条 後援会事務所は秩父市内におくものとする

(事業)

第4条 本会は目的をたっせいするため次の事業をおこなう

- (1) つちやしんいちの政治活動のための基盤づくり会員相互の連携及び調整に関すること
- (2) 会員相互の連携及び調整にかんすること
- (3) すみよい街づくりのための支援
- (4) 公共諸団体との連携及び調整に関すること
- (5) 会員の研修に関すること
- (6) 環境、防災、防犯にかんすること
- (7) 福祉活動に関すること
- (8) その他本会の目的をたっせいするために必要なこと

(入会)

第5条 本会に入会する場合は申込書に記入し事務所に届け出るものとする

(会費)

第6条 会費については、必要に応じて収めるものとする。金額については総会の議決をへて確定する

(役員)

第7条

本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 本部長 1名
- (3) 幹事長 若干名
- (4) 事務局長及び書記 若干名
- (5) 会計 若干名
- (6) その他必要とする役員

(役員任期)

第8条

役員任期は原則として2年とする ただし再任は妨げない

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする

(会議)

第9条

本会の会議は、総会、三役会及び理事会とする

2 上記の会議は必要に応じて会長が召集するものとする

(付則)

上記以外に必要な事項は会長が召集するそれぞれの会議で協議し決めるものとする

この規約は平成30年2月1日から施行する